請　負　契　約　書　（案）

件　　名　　浜松医科大学医学部附属病院等清掃業務　一式

請負代金額　　金　　，　　，　　円也
（うち消費税額及び地方消費税額　　，　　，　　円）
消費税額及び地方消費税額は、消費税法第２８条第１項及び第２９条並びに地方税法第７２条の８２及び第７２条の８３の規定に基づき、代金額に１１０分の１０を乗じて得た額である。

発注者　国立大学法人浜松医科大学　理事　三沼　仁　（以下「甲」という。）と、
（以下「乙」という。）との間において、上記の業務について、上記の請負代金額で次の条項によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（業務の範囲）
第１条　乙は、別冊の仕様書及び受注者が提出した作業計画書その他の書類に基づいて清掃を行うものとする。
（契約期間）
第２条　契約期間は令和９年４月１日から令和１２年３月３１日までとする。
（請負代金の請求）
第３条　乙は、毎月の清掃業務完了後に、別紙月別内訳書に記載された金額の請求書を浜松医科大学病院経営戦略課に送付するものとする。
（契約保証金の納付）
第４条　契約保証金は、納付するものとする。ただし、有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
（損害賠償金）
第５条　乙が清掃業務実施上、故意又は過失により生じた甲の所有又は保管する物品、不動産並びに第三者への損害賠償はいずれも乙の負担とする。
ただし、その損害の発生が甲の責に帰する事由による場合、又は天災等その他不可抗力による場合には、その責を負わない。
（権利義務の譲渡等）
第６条　乙は、この契約により生ずる権利又は義務を、甲の書面による承諾を得ずして、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合はこの限りではない。
２　乙は受託業務のうち、日常的な清掃業務は第三者に再委託してはならない。
３　日常的な清掃業務以外の業務を再委託する場合には、乙は甲に対し再委託先の名称、業務内容等について記入した書面を事前に提出するとともに、その内容について甲の了承を得ること。なお、当該業務を再委託した場合であっても、乙は甲との関係においてその業務に対する最終的責任を負うこと。
（施設の使用）
第７条　甲は、この業務遂行に必要な附属病院地下１階の作業員控室を乙に提供するものとし、乙は業務遂行以外の目的に使用してはならない。
（経費の負担）
第８条　業務に要する器具及び消耗品（別紙仕様書に示したものは除く。）は乙の負担とし、業務に必要な光熱水料は甲の負担とする。
（労働関係法令の遵守）
第９条　乙は業務を実施するため、作業員に係る労働基準法、労働者災害補償保険法、職業安定法、個人情報保護法、その他の関係法令については、これを遵守しなければならない。

（契約の変更等）
第10条　契約期間中、甲に特別な事情が生じたときは、甲は乙に１ヶ月前に予告して契約の変更または解除することができるものとする。
（細目）
第11条　この契約についての必要な細目は、国立大学法人浜松医科大学物品供給契約等基準によるものとする。
（紛争の解決）
第12条　この契約について、甲・乙間に紛争が生じたときは、双方協議の上これを解決するものとする。
（管轄裁判所）
第13条　この契約に関する訴えの管轄は、国立大学法人浜松医科大学所在地を管轄区域とする静岡地方裁判所浜松支部とする。
（その他）
第14条　この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、甲乙間において協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、甲・乙は次に記名し印を押すものとする。
この契約書は２通作成し、各１通ずつを所持するものとする。

令和　　年　　月　　日

甲　浜松市中央区半田山一丁目２０番１号
国立大学法人浜松医科大学
理　事　　三　沼　　仁

乙

月 別 内 訳 書

年　　月	月　　額	備　　考
令和９年　４月		
令和９年　５月		
令和９年　６月		
令和９年　７月		
令和９年　８月		
令和９年　９月		
令和９年１０月		
令和９年１１月		
令和９年１２月		
令和１０年　１月		
令和１０年　２月		
令和１０年　３月		
令和１０年　４月		
令和１０年　５月		
令和１０年　６月		
令和１０年　７月		
令和１０年　８月		
令和１０年　９月		
令和１０年１０月		
令和１０年１１月		
令和１０年１２月		
令和１１年　１月		
令和１１年　２月		
令和１１年　３月		
令和１１年　４月		
令和１１年　５月		
令和１１年　６月		
令和１１年　７月		
令和１１年　８月		
令和１１年　９月		
令和１１年１０月		
令和１１年１１月		
令和１１年１２月		
令和１２年　１月		
令和１２年　２月		
令和１２年　３月		
合　　計		